

## 令和4年度第2回定時理事会議事要旨

- 1 開催日時 令和5年3月29日(水曜日) 午前10時00分から午前11時40分まで
- 2 場 所 一般財団法人 東京都つながり創生財団  
東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル8階
- 3 理事の現在数 6名
- 4 出席理事の数及び氏名 6名 マリ クリスティーナ  
松井 真司  
矢崎 理恵  
遠藤 由紀夫  
横山 宏  
押味 亜希子
- 5 出席監事の数及び氏名 2名 有我 康子  
久故 雅幸
- 6 議 長 マリ クリスティーナ
- 7 議事録署名人 マリ クリスティーナ  
有我 康子  
久故 雅幸
- 8 決議事項  
第1号議案 令和5年度事業計画書及び収支予算書承認の件  
第2号議案 「東京都つながり創生財団がめざすもの」承認の件  
第3号議案 理事会規程一部改正の件  
第4号議案 職員就業規則一部改正の件  
第5号議案 職員給与規程一部改正の件  
第6号議案 処務規程一部改正の件  
第7号議案 旅費規程一部改正の件  
第8号議案 財務規程一部改正の件

第 9 号議案 財産管理規程一部改正の件

第 10 号議案 監事監査要綱一部改正の件

第 11 号議案 臨時評議員会の「決議の省略」による開催の件

## 9 議事の経過

### (1) 開会

冒頭、就任後初めての理事会出席となった理事及び監事の紹介を行った。また、本会が定足数を満たし、理事会として有効に成立していること及び定款第 4 2 条第 2 項の規定に基づき、本会の議事録には理事長及び監事が記名押印することの報告があったのち議事に入った。

### (2) 議案説明

ア 「第 1 号議案 令和 5 年度事業計画書及び収支予算書承認の件」について、資料に基づき事務局から説明を行った。事務局による説明の終了後、以下の発言があった。

(質問)

・やさしい日本語普及啓発事業について、「やさ日」という表記が一般の方には理解しづらいのではないかと。

(回答)

・今後、「やさしい日本語」と表記するようにしたい。

(質問)

・新規事業である多文化キッズコーディネーター事業の規模感や今後の展開等を説明いただきたい。

・多文化共生社会づくり、共助社会づくりのそれぞれの事業が縦割りに見えやすいので、そうならないよう意識していることがあれば教えていただきたい。

・手をあげた団体は支援されるが、手を上げない団体は後回しにされるということはないか。都や財団は手を上げられないところを支援することも必要ではないか。

(回答)

・多文化キッズコーディネーターは、都が区市町村に補助金を交付し、区市町村がコーディネーターを配置するというものである。

・財団は、区市町村が配置した多文化キッズコーディネーター同士のネットワークをつくるための会議や研修を開いたり、外部の専門家とのつながりをつくってコーディネーターの抱える事案や課題にアドバイスしたりすることを考えている。来年度は試行的に 2 自治体を対象に取り組み、その結果を踏まえて今後の展開を検討していく。

(回答)

・多文化共生社会づくりと共助社会づくりの連携については、町会・自治会の方にも多文化共生について理解していただくことが必要だと考えている。

・今年度の町会・自治会の支援事業で、外国人が多く住むエリアで防災訓練を実施した例がある。外国人が多数参加し、NPO 団体、消防、警察の方々にも協力をいただいたもので、町会・自治会活動の活性化にもなった。財団ならではの事業として形になったものだと思う。今後も財団らしい取組を考えていきたい。

・手を上げる地域とそうでない地域の取組に格差が出てくるのも事実であるので、財団としては出来る限りボトムアップへとつなげるため、情報の共有や地域で活用できる素材の提供などの事業を進めていく。

イ 「第2号議案 「東京都つながり創生財団がめざすもの」承認の件」について、資料に基づき事務局から説明を行った。事務局による説明の終了後、特に意見はなかった。

ウ 「第3号議案 理事会規程一部改正の件」について、事務局から資料に基づき説明を行った。事務局による説明の終了後、特に意見はなかった。

エ 「第4号議案 職員就業規則一部改正の件」について、資料に基づき事務局から説明を行った。事務局による説明の終了後、特に意見はなかった。

オ 「第5号議案 職員給与規程一部改正の件」について、資料に基づき事務局から説明を行った。事務局による説明の終了後、特に意見はなかった。

カ 「第6号議案 処務規程一部改正の件」について、資料に基づき事務局から説明を行った。事務局による説明の終了後、特に意見はなかった。

キ 「第7号議案 旅費規程一部改正の件」について、資料に基づき事務局から説明を行った。事務局による説明の終了後、特に意見はなかった。

ク 「第8号議案 財務規程一部改正の件」について、資料に基づき事務局から説明を行った。事務局による説明の終了後、特に意見はなかった。

ケ 「第9号議案 財産管理規程一部改正の件」について、資料に基づき事務局から説明を行った。事務局による説明の終了後、特に意見はなかった。

コ 「第10号議案 監事監査要綱一部改正の件」について、資料に基づき事務局から説明を行った。事務局による説明の終了後、特に意見はなかった。

サ 「第11号議案 臨時評議員会の「決議の省略」による開催の件」について、資料に基づき事務局から説明を行った。事務局による説明の終了後、特に意見はなかった。

### (3) 決議

議長が、第1号議案から第11号議案まで一括で決議を求めた。この結果、異議はなく、全議案について出席理事の全会一致をもって原案どおり可決された。

## 10 報告事項

- ・公益認定に係る東京都公益認定等審議会答申及び認定予定について

- ・理事長及び常務理事の職務執行状況
- ・資金運用規程に基づく報告について

上記3点について、資料に基づき、事務局から報告を行った。事務局による説明の終了後、特に意見はなかった。

## 1 1 その他

議長から、その他の発言を求めたところ以下の発言があった。

(質問)

- ・一般財団法人から公益財団法人になることのメリットは何か。

(回答)

- ・公益財団法人になることで社会的信用性が高まる。公益性が高い団体だということがひと目でわかりやすくなる。
- ・また、金銭的な支援を頂く場合、寄附者が税制優遇措置を受けられるようになる。

(質問)

- ・予算については単年度予算となるのか。

(回答)

- ・現状、財団の収入のほとんどが都からの補助金であるため、原則として、都の予算に合わせて単年度予算となる。

## 1 2 閉会

以上をもって議事が終了したため、議長が閉会を宣言し、令和4年度第2回定時理事会を終了した。